

## 国の検討結果（中間とりまとめ）の概要

### 1 国の対応状況

- ・ 再発防止に向けた法制度等の検討を行うため、環境省が「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置。（群馬県からは、環境森林部長が委員として参加。）
- ・ 検討会は3回開催され（6月14日、7月19日、8月9日）、「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会中間とりまとめ」が報告された。（参考資料）
- ・ 現在国は、HMTを水質汚濁防止法の「指定物質」に追加するための政令改正に着手している。（8/10～9/10までパブリックコメントを実施中）

### 2 「中間とりまとめ」の概要

#### （1）当面对応すべき事項

HMTを水質汚濁防止法の「指定物質」に追加することが適当。

これにより当該物質が事故により公共用水域に排出された場合、排出事業者が応急の措置を講ずるとともに、都道府県に報告が行われる。

HMTを含む工場・事業場排水について、適切な管理のため、利水障害が生ずるおそれのない排出水の濃度について周知することが適当。

具体的には排出水のホルムアルデヒド生成能の目安を水道水質基準の10倍（0.8mg/L）とし、周知する。

HMTを要調査項目の対象物質とし、環境中の濃度について把握を行うことが適当。

廃棄物情報の提供に関するガイドライン（WDSガイドライン）の活用によりHMTが含まれることを委託契約書に記載し、処理業者に情報伝達することが適当。

#### （2）今後検討すべき事項

浄水処理に伴いホルムアルデヒド等の有害物質が生成される物質はHMT以外にもあると推定されるが、現時点では十分な知見がない。厚生労働省とも連携し、知見の集積を進め、HMT以外の物質の取り扱いを検討すべき。

WDSガイドラインの法的位置づけについて整理し、廃棄物処理法施行令・施行規則で規定される委託基準等の改正の必要性について検討すべき。また、情報伝達すべき物質の選定について、水濁法・水道法・PRT法との整合を図りつつ、WDSガイドラインの見直し等を検討すべき。

事業者による自主的な排水管理が可能となるよう、排出水として人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない濃度の目安などについて検討すべき。

